

平成26年9月26日
自動車局旅客課
鉄道局鉄道サービス政策室

土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社
及び高知県交通株式会社の産業競争力強化法に基づく
事業再編計画の認定について

国土交通省は、土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社及び高知県交通株式会社（以下、「申請者」という。）から提出された産業競争力強化法に基づく「事業再編計画」について、平成26年9月26日付けで認定を行いました。

この計画では、申請者が共同新設分割により新会社を設立し、申請者の全ての事業を新会社において統合することで、全体的なコストの削減とバス路線の再編によって生産性の向上を図ります。また、新会社設立に際しては、金融機関から債権放棄を受け、沿線自治体から出資を受け入れることで財務体質を強化します。

これらにより、将来にわたり持続可能な公共交通機関として、その企業価値を更に向上させることを目指すこととしています。

1. 事業再編計画の認定

申請者から平成26年9月11日付けで提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第24条第5項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第11項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、資本金の額の増加及び不動産所有権の取得に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能となります。

2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成26年10月 ～ 終了時期 平成29年9月

3. 申請者の概要

名 称：土佐電気鉄道株式会社
資 本 金：4億9千5百万円
代 表 者：片岡 万知雄
本 社 所 在 地：高知県高知市棧橋通4丁目12番7号

名 称：土佐電ドリームサービス株式会社
資 本 金：1千万円
代 表 者：明神 二郎
本 社 所 在 地：高知県高知市棧橋通5丁目1番1号

名 称：高知県交通株式会社
資 本 金：2億4千2百万円
代 表 者：前田 道雄
本 社 所 在 地：高知県一宮南町1丁目15番18号

【問い合わせ先】国土交通省自動車局旅客課 石嶋、藤澤

TEL：03-5253-8111（内線：41232、41233）

03-5253-8571（直通）

FAX：03-5253-1636

国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室 尾坂、佐藤（義）

TEL：03-5253-8111（内線：40612）

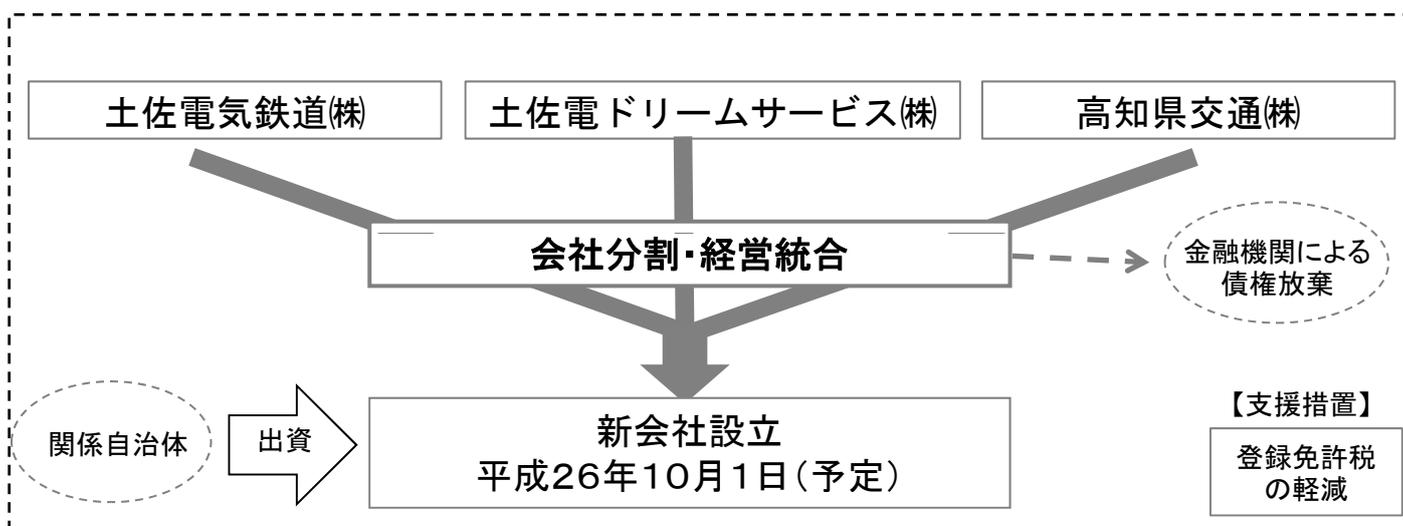
03-5253-8542（直通）

FAX：03-5253-1633

土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社及び 高知県交通株式会社の事業再編計画のポイント

土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社及び高知県交通株式会社は、共同新設分割により新会社を設立し、全ての事業を新会社において統合します。また、金融機関から債権放棄を受けるとともに、関係自治体から出資を受け入れます。

これらにより、生産性の向上や財務体質の強化を図り、将来にわたり持続可能な公共交通機関として、その企業価値を更に向上させることを目指します。



【生産性の向上】

・従業員一人当たり付加価値額の値を6.7%向上させる。

【財務内容の健全化】

・有利子負債/キャッシュフロー 4.7倍
 ・経常収支比率 108.4%

【費用削減による効率化】

・新設会社の設立による路線バスの再編、再構築による費用削減により、運行に用いる路線バス1台当たりの費用を5.5%改善する。

【従業員の推移】

・788名→673名(115名減)(新規採用36名)
 ・出向、転籍、解雇の予定はなし。

【計画期間】

・平成26年10月～平成29年9月

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成26年9月26日
2. 認定事業者名
土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社、高知県交通株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

ア 各社における事業の現状

土佐電気鉄道株式会社（以下「土電」という。）は、バス事業（路線バス事業、高速バス事業、貸切バス事業）、軌道事業といった旅客運送事業、旅行事業及び航空代理事業等を営んでいる。近年、高知県、とりわけ高知市を中心とした中央地域の人口減少に代表される外部環境の悪化を受け、各事業の売上が伸び悩み、もしくは減少傾向にある。特に、路線バス事業は、国や県その他自治体からの補助金を受給後も赤字を計上し続けている。また、軌道事業については、現時点では売上高こそ下げ止まりの傾向は見られるものの、収支の状況は依然として厳しいことが今後も見込まれており、外部環境の好転を見込める余地も殆どない。土電では、これまで、不採算事業である路線バス事業の赤字を、国や高知県、沿線自治体からの運行補助金に加え、高速バス事業や貸切バス事業、航空代理事業といったその他の収益事業で補うことで、公共交通である路線バス事業を維持してきた。しかしながら、前述の外部環境の悪化により、収益事業の業績悪化にともない、企業単位の収支を黒字化を維持することが困難な状況になりつつある。

土電の完全子会社である土佐電ドリームサービス株式会社（以下「ドリーム」という。）も路線バス事業と貸切バス事業を営んでおり、その路線バス事業においては補助金により収支は黒字を保っているものの、親会社と同様に外部環境の悪化により、売上が伸び悩んでいる状況にある。

高知県交通株式会社（以下「県交通」という。）は土電と同様にバス事業（路線バス事業、高速バス事業、貸切バス事業）を営んでいるが、路線バス事業は赤字を計上し続けている。このように、県交通においても、路線バス事業は不採算事業であり、公共交通である路線バス事業を維持するために、これまで、路線バス事業の赤字を運行補助金や高速バス事業、貸切バス事業の収益で補ってきた。しかしながら、上述のとおり、高知県の旅客運送事業を取り巻く外部環境の悪化の影響から、特に路線バス事業の赤字が業績を圧迫し、企業全体として黒字化を維持することができていない状態に至っている。

イ 事業再編の必要性

平成25年9月24日、高知県中央地域の公共交通機関が直面する課題に対して指導、助言を行う目的で、土電及び県交通（以下、ドリームを加えた3社を「申請者」という。）に加え、有識者、自治体、金融機関を構成員とする「中央地域公共交通再構築検討会」（以下「検討会」という。）が発足し、以降、専門家による申請者の事業、財務及び法務デュー・ディリジェンス等も実施され、高知県中央地域における公共交通機関のあり方について議論がされた。その結果、当該検討会においては、申請者がそれぞれ単独で事業を継続するのは難しい状況であり、申請者の会社分割（共同新設分割）によ

る統合と、それによる管理部門を中心とした要員の合理化などのコスト削減、重複するバス路線の再編などを実施することによって、収支状況を全社的、かつ抜本的に改善することが、公共交通を維持する観点からも望ましいとの提言がなされた。

ウ まとめ

以上のとおり、申請者は、各社単独での事業の継続が困難であるとの現状に鑑み、共同新設分割により新会社を設立して新会社に各社の全事業を統合し、全社的なコスト削減と路線の再編によって生産性の向上を図るとともに、安定した財務基盤の構築のため他の事業での収益向上を図りながら、将来にわたり持続可能な公共交通機関として、その企業価値を更に向上させることを目指す。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、平成30年3月末には平成26年3月末に比べて、従業員一人当たり付加価値額の値を6.7%向上させることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

申請者が営む全ての事業

<選定理由>

土電は高知県中央地域の公共交通事業者として、路線バス事業及び軌道事業などを担ってきており、子会社であるドリームも同様に路線バス事業などを営んでいる。また、県交通も高知県中央地域の公共交通事業者として土電、ドリームと同じく路線バス事業などを営んできた。近年の人口減少に伴う利用者の減少などにより、特に路線バス事業は現状の補助金制度に基づく行政からの支援を以てしても厳しい収支状況に置かれていた。そのため、各社は路線バス事業と一体的に運営されている高速バス事業及び貸切バス事業に加え、旅行事業及び航空代理事業等を含む全ての事業によって、路線バス事業の赤字を補填する形で事業を維持継続してきた。

もともと、赤字の累積により財務状況の毀損が進み、将来的に持続可能な形で公共交通事業を維持することが困難な状況となった。そのような現状に鑑み、土電、県交通及びドリームは、共同新設分割により新会社を設立して統合することとした。その統合にあたっては、申請者の全ての事業を新会社において統合し、全社的なコスト削減とバス路線の再編によって生産性の向上を図るとともに、安定した財務基盤の構築のため他の事業での収益向上を図る必要があることから、申請者の営む全ての事業を計画の対象として選定したものである。

② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更

申請者のうち、土電および県交通は実態債務超過となっており、経営統合においては、財務体質の改善が必須である。

そこで申請者が共同で会社分割を行なうことにより、新会社を設立し、新会社が全ての事業を承継することで、申請者の統合により実施が可能になる、要員の合理化など各種コスト削減策の実行やバス路線の再編を行なうことで事業活動の効率化を図る。

なお、新会社設立に際しては、金融債務の一部を新会社に承継し、残額は旧会社に残した上で、取引金融機関の合意のもと、約26～28億円の債権放棄を伴う金融支援を受ける予定である。金融支援を受ける前提となる経営責任、株主責任については共同新設分割および旧会社の解散、清算により明確化される。

さらに、新たな車両購入といった設備投資資金などを手当てするため、新会社は

高知県をはじめとする沿線自治体から総額10億円出資を受け入れることで財務体質を強化する。

(事業の構造の変更)

- ・申請者による会社分割および新会社の設立（共同新設分割）

<分割会社>

名称：土佐電気鉄道株式会社

住所：高知市棧橋通4丁目12番7号

代表者の氏名：代表取締役社長 片岡 万知雄

資本金：495,000,000円

名称：土佐電ドリームサービス株式会社

住所：高知市棧橋通5丁目1番1号

代表者の氏名：代表取締役社長 明神 二郎

資本金：10,000,000円

名称：高知県交通株式会社

住所：高知市一宮南町1丁目15番18号

代表者の氏名：代表取締役社長 前田 道雄

資本金：242,000,000円

<新設会社>

名称：中央地域公共交通準備株式会社

住所：高知市棧橋通4丁目12番7号

代表者の氏名：設立時代表取締役 片岡 万知雄

資本金：0円（設立時）

発行する株式を引き受ける者：土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社、高知県交通株式会社

なお、新設会社は、分割に際して新設会社が発行する株式のうち、取得条項付種類株式については、高知県、高知市その他の沿線自治体による出資の払込が完了した後に、無償で取得できるものとする

新設会社設立日：平成26年10月1日

- ・出資の受入れ

新設会社は、第三者割当増資により、高知県、高知市その他関係自治体からの出資を受け入れる。

受入れ額：1,000,000,000円（うち500,000,000円を資本金へ組み入れ）

受入れ日：平成26年10月1日

(事業の分野又は方式の変更)

新設会社は、従前から検討がなされていた、既存の3社が運行する高知県中央地域のバス運行路線の見直しを行ない、新会社設立日である平成26年10月1日に重複路線の解消など、路線の効率化を図る一方、利用者の利便性の維持・向上をも意図したダイヤ改正を実施する。また、平成27年、平成28年の計3回に分けて高知県中央地域の路線バス、路面電車といった公共交通サービスの再編、再構築を沿線自治体の協力を仰ぎながら進めて行く予定である。

(2) 事業再編を行う場所の住所

高知市棧橋通4丁目12番7号
土佐電気鉄道株式会社

高知市棧橋通5丁目1番1号
土佐電ドリームサービス株式会社

高知市一宮南町1丁目15番18号
高知県交通株式会社

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成26年10月

終了時期：平成29年9月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成26年3月31日時点）

土佐電気鉄道株式会社：465名

土佐電ドリームサービス株式会社：56名

高知県交通株式会社：267名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

673名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

788名

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

36名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 0名

転籍予定人員数 0名

解雇予定人員数 0名

希望退職募集予定人数 50名

別表

事業再編の措置の内容

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|----------------|---|--|
| 法第2条第11項第1号の要件 | | |
| 1 会社の分割 | <p>① 分割会社</p> <p>名称：土佐電気鉄道株式会社 住所：高知市棧橋通4丁目12番7号 代表者氏名：代表取締役社長 片岡 万知雄 資本金：495,000,000円</p> <p>名称：土佐電ドリームサービス株式会社 住所：住所：高知市棧橋通5丁目1番1号 代表者の氏名：代表取締役社長 明神 二郎 資本金：10,000,000円</p> <p>名称：高知県交通株式会社 住所：高知市一宮南町1丁目15番18号 代表者の氏名：代表取締役社長 前田 道雄 資本金：242,000,000円</p> <p>② 新設会社 名称：中央地域公共交通準備株式会社 住所：高知市棧橋通4丁目12番7号 代表者の氏名：設立時代取締役 片岡 万知雄 資本金：0円（設立時）</p> <p>③ 発行する株式を引き受ける者：土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリームサービス株式会社、高知県交通株式会社</p> <p>なお、新設会社は、分割に際して新設会社が発行する株式のうち、取得条項付種類株式については、新会社の設立後、高知県、高知市その他の沿線自治体に対する募集株式の発行の効力が生じる日に、無償で取得できるものとする</p> | <p>租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p> |

| | | | |
|--|--------------------------------------|--|--|
| | | ④ 分割予定日：平成26年10月1日 | |
| | 2 出資の受入れ | 高知県、高知市その他の沿線自治体の出資の受入れ ① 受入れ前資本金：0円 ② 受入れ額：1,000,000,000円 （うち、資本準備金として500,000,000円） ③ 受入れの方法：第三者割当増資 ④ 受入れ予定日：平成26年10月1日 | 租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減） |
| | 法第2条第11項第2号の要件 | | |
| | 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化 | 新設会社の設立による路線バスの再編、再構築による費用削減により、運行に用いる路線バス1台当たりの費用を平成30年3月末には平成26年3月末比で5.5%改善する。 | |